

院内感染対策（体制整備に係る支援）について

1 背景

院内感染対策については、平成23年6月17日付け医政指発0617第1号により、「医療機関等における院内感染対策について」が通知されており、また、平成24年度の診療報酬改定で「感染防止対策の評価」が加わったところであり、医療機関における院内感染対策に係る体制整備の契機となっている。

2 県としての対応

県内4大学病院からも体制整備に係る支援について提案があり、県としては、今後の院内感染対策の推進のために協力していく必要があり、当面の間、次の取り組みにより院内感染対策（体制整備に係る支援）を行っていくこととする。

- (1) 県内4大学病院を院内感染対策の専門的立場から相談を受け付ける窓口（「主幹事病院」という。）として県内を4つのブロックに区分（別添のとおり）し、ブロック区分内の医療機関で体制整備が図られるように協力していく。
具体的には、主幹事病院の担当部署を各保健福祉事務所等で共有し、医療機関からの院内感染対策の体制整備に関する問い合わせに対して主幹事病院の案内を行う。
- (2) 各保健福祉事務所等で行う立入検査の機会等を利用し、院内感染対策の整備状況を把握するとともに、必要に応じて主幹事病院の周知を行う。

3 今後の課題

今後、病院間の体制整備が拡大された場合は、主幹事病院等と連携し、県内のネットワーク構築に係る支援について、次のような検討を行っていくこととする。

- (1) 神奈川県病院感染対策協議会（仮称）の設置
- (2) 年1回の県全体講演会
- (3) 年1～2回の地域ブロック別講演会（カンファランスや情報交換を含む）
- (4) 職種別実務研修（看護師、薬剤師、臨床検査技師）
- (5) 地域連携推進のための施設マッチング支援
- (6) 相談窓口の設置
- (7) メーリングリスト、専用HPの稼働による情報周知
- (8) アウトブレイク発生時の相談（専門家派遣の判断）
- (9) 医療関連感染サーベイランスの共同実施
- (10) 感染管理認定看護師派遣センター（委託）の運営等

